手続開始の公示（説明書）

平成29年10月27日
東日本高速道路株式会社　新潟支社
支社長　寒河江　克彦

次のとおり、公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件調達においては、設計業務と施工管理業務を一括して調達手続きを行うものとし、調達手続きにおいて特定した相手方と「設計業務」及び「施工管理業務」に係る契約を各々締結します。東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示（説明書）』に記載のとおり実施します。

第1　基本事項（調達手続の概要）

1-1.　調達機関番号　417

1-2.　所在地番号　15

1-3.　品目分類番号　42

1-4.　業務名
①関越自動車道　中之島橋床版取替設計（以下「設計業務」という。）
②湯沢管理事務所　改良施工管理業務（以下「施工管理業務」という。）

1-5.　契約責任者
設計業務
東日本高速道路株式会社　新潟支社　支社長　寒河江　克彦
施工管理業務
東日本高速道路株式会社　新潟支社　湯沢管理事務所　所長　岩﨑　伸一

1-6.　契約担当部署
設計業務
東日本高速道路株式会社　新潟支社　技術部　調達契約課
（住所）950-0917　新潟県新潟市中央区天神1-1
（TEL）025-241-5116
施工管理業務
東日本高速道路株式会社　新潟支社　湯沢管理事務所　総務
（住　所）〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1159
（TEL）025－784－3921
ただし、契約相手方の決定までの契約事務については、東日本高速道路株式会社新潟支社技術部調達契約課が実施する。

1-7.　競争契約の方法
公募型プロポーザル方式
本件調達は、業務実施者を公募し技術力競争（公募型プロポーザル方式）により一括して特定し、特定された業務実施者と「設計業務」及び「施工管理業務」の契約を各々締結するものである。
なお、設計業務と施工管理業務を一括して調達する本件調達方式を採用することにより、効率的かつ柔軟な業務執行体制を構築し、現場条件をより適切に反映した高品質の設計成果や、工事施工に伴う設計照査等における疑義への対応、施工計画立案や技術的提案・工法変更協議などに対し設計意図の反映や設計ノウハウの活用など、より効率的で円滑・確実な業務執行を行うことを目的として実施するものである。

1-8.　契約書の作成
必要（作成方法については契約の相手方と協議する）

1-9.　契約図書
(1) 本件調達の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件調達に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束さ

れることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

① 手続開始の公示(説明書) ･･･本公示

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

② 標準契約書案

設計業務

＜調査等契約書＞

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

施工管理業務

＜施工管理業務契約書＞

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

③ 入札者に対する指示書

設計業務

＜入札者に対する指示書【郵送入札】≪調査等≫＞

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

施工管理業務

＜見積者に対する指示書≪施工管理業務≫＞

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

④ 共通仕様書

設計業務

＜調査等共通仕様書(平成 29 年 7 月)＞

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/

施工管理業務

＜施工管理業務共通仕様書＞

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑤ 特記仕様書

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑥ その他参考図面等

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

⑦ 参加表明書

本公示の別紙参加表明書様式 1 のとおり

⑧ 見積書

設計業務

入札者に対する指示書様式 1 のとおり

施工管理業務

見積者に対する指示書様式 1 のとおり

(2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

※契約図書の配布期間 平成29年10月27日(金)～平成29年11月28日(火)

第 2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1.業務概要

(1)設計業務

①業務名　関越自動車道 中之島橋床版取替設計

②業務場所　関越自動車道　自)群馬県利根郡みなかみ町小仁田

至)新潟県長岡市西川口

③業務概要　本業務は、関越自動車道 中之島橋(上下線)他3橋の老朽化対策に伴う橋梁修繕に必要な鋼橋における新設床版設計及び既設鋼桁(支承含む)の照査設計、及び

コンクリート橋における床版補修設計を実施するものである。また、中之島橋（上下線）の耐震補強設計を実施するものである。

④概算数量

種別・細目	数量
床版取替設計	12連
橋梁上部工補修設計	5連
橋脚耐震補強設計	16基
落橋防止システム設計	80箇所
橋脚基礎耐震照査	16基
附帯工設計	1式
動的解析	20連

⑤履行予定期間　契約保証取得の日の翌日から720日間

(2)施工管理業務

①業務名　湯沢管理事務所　改良施工管理業務

②業務場所　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立（湯沢管理事務所内）

③業務概要　本業務は、湯沢管理事務所管内における大規模更新・修繕事業、耐震補強事業、及びそれに付随する工事の施工管理業務である（橋梁の補修・補強に係る設計、工事）。

④履行期間　平成30年4月16 日から平成31年3月31日まで

本件調達に係る施工管理業務は、施工管理業務実施要領第4編に示す、継続契約の対象業務である。

この継続契約の期限は、一括して調達した設計を基に実施する工事に係る施工管理が終了するまでを原則とする。

次年度業務の継続契約にあたっては、発注者が行う本業務の事前検査の結果、継続契約が適当と判断した場合に、発注者が提示する次年度の工事計画等に対して受注者が作成する業務体制資料を勘案し、次年度業務の実施者として継続契約を行うものである。なお、この場合次年度の業務体制資料における管理技術者については、本業務において届出た者またはこれと同等以上の者を予定しなければならない。

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1.競争参加資格

本件調達に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。なお、競争参加希望者は、下記3-2.に示す「参加表明書」を提出するものとする。

(1) 審査基準日（下記 3-3.に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書【郵送入札】≪調査等≫ [2]及び見積者に対する指示書≪施工管理業務≫[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。

(2) 下記 3-7.に示す技術提案書の提出期間の最終日において、業務区分「橋梁設計」及び「土木施工管理業務」にかかる『平成 29・30 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。

(3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。

(4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと）。

【企業に求める業務実績】

(5) 審査基準日において、平成19年4月1日以降に元請として完了した業務において、次に示す全ての業務の同種または類似業務の実績を有すること。なお、業務実績①及び②は、同一の業務において有する必要はない。

設計業務

同種業務	道路橋における、以下の業務実績①及び②の両方を有する場合 ①鋼鈑桁橋の橋梁基本設計又は橋梁詳細設計 ※1 ②動的解析を含む橋脚の耐震補強設計 ※2
類似業務	同種業務の実績に示す、業務実績①及び②のいづれか片方又は、両方が道路橋以外の実績の場合

施工管理業務

同種業務	高速自動車国道又は、自動車専用道路と同等以上の道路における土木工事の施工(調査等)管理業務の実績 ※3
類似業務	道路における土木工事の施工(調査等)管理業務の実績 ※3

※1 調査等共通仕様書(H29.7)5－7－3基本設計及び5－7－4詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等以上の内容とする。

※2 耐震補強設計とは、橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、及び免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

※3 高速自動車国道及び自動車専用道路とは、道路構造令の第1種及び第2種に示す道路をいう。施工管理業務とは、施工管理業務実施要領第1編 1-2 に示す業務をいう。また、施工管理業務には、国が発注する発注者支援業務(工事監督支援業務または積算技術業務に限る)を含む。

【設計業務の配置予定管理技術者及び照査技術者に求める資格及び業務経験】

(6) 下記の①の資格及び②の業務経験を有する者を管理技術者及び照査技術者として、本件調達に係る設計業務の契約締結時において配置できること。

① 下記1)～4)のいずれかの資格を有していること。

なお、外国資格を有する技術者(日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ下記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記 3-3.に示す参加表明書の提出期間の最終日までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、下記 3-7.に示す技術提案書の提出期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

1) 技術士【総合技術監理部門(建設－鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
2) 技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者とする。
3) RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。
4) 土木学会認定土木技術者(鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野の資格を有する特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者)の認定を受けている者。

② 平成19年4月1日以降に元請として完了した業務において、次に示す全ての業務の同種業務又は類似業務の経験を有すること。なお、①及び②は、同一の業務において有する必要はない。

設計業務

同種業務	道路橋における、以下の業務実績①及び②の両方を有する場合 ①鋼鈑桁橋の橋梁基本設計又は橋梁詳細設計 ※1

	②動的解析を含む橋脚の耐震補強設計 ※2
類似業務	同種業務の実績に示す、業務実績①及び②のいづれか片方又は、両方が道路橋以外の実績の場合

※1 調査等共通仕様書(H29.7)5－7－3基本設計及び5－7－4詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等以上の内容とする。

※2 耐震補強設計とは、橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、及び免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

③ 配置予定管理技術者の手持ち業務量(手続開始公示日現在の手持ち業務量)

配置予定管理技術者は、手続開始公示日現在の手持ち業務量として1件の契約金額が500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について、次のいずれかに該当しない者であること。

1)契約金額の合計が4億円以上

2)契約件数の合計が10件以上

なお、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、次のいずれかに該当しない者であること。

1)契約金額の合計が2億円以上

2)契約件数の合計が5件以上

【施工管理業務の配置予定管理技術者に求める資格及び業務経験】

(7) 下記の①の資格及び②の業務経験を有する者を管理技術者として、本件施工管理業務の履行期間中に2-1.(2)に示す業務場所に配置できること。なお、施工管理業務の配置予定管理技術者は、設計業務の管理技術者及び照査技術者と同一であってはならない。

① 施工管理業務共通仕様書別紙－1に示す管理員の資格区分「管理員Ⅰ」又は「管理員Ⅱ」に該当する資格を有していること。

② 平成19年4月1日以降に元請として完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の経験を有すること。

同種業務	高速自動車国道又は、自動車専用道路と同等以上の道路における土木工事の施工(調査等)管理業務の実績 ※3
類似業務	道路における土木工事の施工(調査等)管理業務の実績 ※3

※3 高速自動車国道及び自動車専用道路とは、道路構造令の第1種及び第2種に示す道路をいう。施工管理業務とは、施工管理業務実施要領第1編1-2に示す業務をいう。また、施工管理業務には、国が発注する発注者支援業務(工事監督支援業務または積算技術業務に限る)を含む。

(8) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本件契約に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)並びに、見積者に対する指示書《施工管理業務》1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1) 子会社等(会社法第2 条第3 号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4 号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】	ⅰ）株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役） ⅱ）持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員 ⅲ）組合の理事 ⅳ）ⅰ）からⅲに準ずる者
【管財人の定義】	民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 参加表明書の作成

イ. 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、参加表明書様式1～9とし、各様式毎にA4判1頁以内とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

ロ. 参加表明書の内容に関する記載上の留意事項

下記に示す様式に記載がない場合及び作成にかかる留意事項で求めた添付書類がない場合は技術提案書の提出者に選定しない。

様式		作成に係る留意事項
参加表明書 （参加表明書様式1）		① 入札者に対する指示書【郵送入札】《調査等》1.[2].①及び見積者に対する指示書《施工管理業務》1.[2].①に示す事項に該当する者でないことを宣誓し、参加表明に必要な書類の内容に事実と相違ないことを誓約すること。 ② 必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ③ 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。
設計業務	企業の同種又は類似業務の実績 （参加表明書様式2）	① 企業が有する本公示3-1.(5)設計業務に示す要件を満たす「業務実績」を記載すること。 ② 業務実績は「同種業務」を優先して記載すること。 ③ 業務実績が「同種業務」又は「類似業務」であることを確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない場合については選定しない。 ④ 様式記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。
設計業務	配置予定管理技術者の資格等 （参加表明書様式3）	① 配置予定管理技術者が有する本公示 3-1.(6) ①に示す要件を満たす「資格」を記載すること。 ② 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている認定証の写しを提出すること。 ③ 手持ち業務は、本公示を公示した日（以下、公示日という。）を基準日として、本公示3-1.(6)③に示す対象業務がある場合に記載する。 ④ 配置予定管理技術者が有する資格を確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない資格については評価の対象としない。 ⑤ 様式記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。

様式		作成に係る留意事項
	配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 （参加表明書様式4）	① 配置予定管理技術者が有する本公示 3-1.(6)②に示す要件を満たす業務経験を記載すること。 ② 業務経験は「同種業務」を優先して記載すること。 ③ 業務経験が「同種業務」又は「類似業務」であることを確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない場合については選定しない。 ④ 様式の記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。
	業務実施体制 （参加表明書様式5）	① 参加表明者単独により、業務を実施する場合（調査等共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む）には「予定無し」と記載する。 ② 他の建設コンサルタント等に本業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。 ③ 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」並びに、1-49-2 に示す「秘密保持に係る部分」を再委任してはならない。 ④ 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。
施工管理業務	業務実施体制 （参加表明書様式6）	《予定技術者の配置計画》 ① 参加表明書に記載する予定技術者の配置計画は、管理技術者の他、施工管理業務共通仕様書別紙-1 に示す資格区分に該当する担当技術者について、配置期間に応じてそれぞれ何名配置するか記載すること。 なお、参加表明書提出期限においては、担当技術者は個人を特定する必要はない。また担当技術者は契約期間において常駐を義務付けるものではない。 ◇参考に当社の標準配置計画は次のとおりである。 ・管理技術者　人数1名（平成30年4月16日～平成31年3月31日） ・担当技術者　人数1名（平成30年12月1日～平成31年3月31日） 《予定事務員及び管理用自動車の配置計画》 ② 予定事務員の配置計画は、配置予定の事務員について、配置予定期間に応じて何名配置するか記載すること。 ◇参考に当社の標準配置計画は次のとおりである。 ・事務員　配置予定なし ③ 管理用自動車の配置計画は、配置予定の管理用自動車について、配置予定期間に応じて何台配置するか記載すること。 ◇参考に当社の標準配置計画は次のとおりである。 ・管理用自動車:台数1台（平成30年4月16日～平成31年3月31日） ④ 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。
	企業の同種又は類似業務の実績 （参加表明書様式7）	① 企業が有する本公示 3-1.(5) 施工管理業務に示す要件を満たす「業務実績」を記載すること。 ② 業務実績は「同種業務」を優先して最大3業務まで記載すること。ただし、施工管理業務実施要領第4編に示す継続契約及び継続契約と同様に継続して契約した業務は複数扱いせず、当初契約から継続完了までを1業務とみなして扱う。なお、3業務以上記載した場合は、記載順に3件までを評価の対象とする。 ③ 業務実績に「類似業務」のみ記載する場合は、1業務のみの記載でよい。 ④ 業務実績が「同種業務」又は「類似業務」であることを確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない場合については選定しない。 ⑤ 様式記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。

様式		作成に係る留意事項
	配置予定管理技術者の資格等 （参加表明書様式8）	① 配置予定管理技術者が有する本公示 3-1.(7) ①に示す要件を満たす施工管理業務共通仕様書別紙－1に示す「管理員の資格区分」を記載すること。 ② 配置予定管理技術者が現在有する施工管理業務共通仕様書別紙－1の資格要件等①～③のいずれかの資格を記載すること。 ③ 配置予定技術者の施工（調査等）管理員として経験した業務を記載すること。 ④ 配置予定管理技術者が有する「管理員の資格区分」及び施工管理業務共通仕様書別紙－1の資格要件等①～③のいずれかに該当する資格を確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない資格については評価の対象としない。 ⑤ 様式記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。
	配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験 （参加表明書様式9）	① 配置予定管理技術者が有する本公示 3-1.(7) ②に示す要件を満たす業務経験を記載すること。 ② 業務経験は「同種業務」を優先して最大3業務まで記載できる。なお、施工管理業務実施要領第4編に示す継続契約及び継続契約と同様に継続して契約した業務は、契約1件毎に1業務として扱う。3業務以上記載した場合は、記載順に3件までを評価の対象とする。 ③ 業務経験に、「類似業務」のみ記載する場合は、1業務のみの記載でよい。 ④ 業務経験が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない場合については選定しない。 ⑤ 様式記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。
共通事項	資格を確認する資料 （参加表明書様式3、8）	資格に応じて下記①～⑤のいずれかを添付すること。 ① 技術士資格については、選択科目の名称を記載した「技術士登録等証明書の写し」 ② RCCM資格については、「登録証の写し」 ③ 土木学会認定技術者資格については、「認定証の写し」 ④ 管理員資格は、「修了証の写し」又は「講習会修了証の写し」 ⑤ 上記①～④以外の資格については「合格証の写し」
	業務実績又は業務経験を確認する資料 （参加表明書様式2、4、7、9）	下記の①又は②の資料を添付すること。 ① 業務実績(経験)が「業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。 ② 業務実績(経験)がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
	その他	参加表明書の各様式はA4判とし、文字サイズは10 ポイント以上とする。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 参加希望者は、上記 3-2.で作成した参加表明書を次のとおり提出しなければならない。

①提出期間　公示日の翌日から平成 29 年 11 月 28 日（火）午後 4 時まで

②提出場所　東日本高速道路株式会社 新潟支社 技術部 調達契約課

（住所）950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1

（TEL）025-241-5116

③提出方法　書留郵便または信書便（締切日必着）に限る。

④提出書類　上記 3-2.により作成した「参加表明書」を2部（正1部・副1部）

(2) 参加希望者は、参加表明書にかかる留意事項として、本公示 3-2.参加表明書の作成のほか入札者に対する指

示書【郵送入札】《調査等》並びに、見積者に対する指示書《施工管理業務》を参照のこと。

3-4.技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価基準（1／2）

評価項目				評価基準	評価点	配点
設計業務	参加表明者の実績及び能力	実績等	同種又は類似業務実績	◇下記の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した業務。 ②類似業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した業務。 ③上記①～②に該当しない場合は選定しない。	①15 ②7.5 ③非選定	15
		事故及び不誠実な行為		◇以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①平成28年11月28日から審査基準日（平成29年11月28日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「競争参加資格停止」を受けた。 ②平成28年11月28日から審査基準日（平成29年11月28日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「文書警告」を受けた。 ③平成28年11月28日から審査基準日（平成29年11月28日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「口頭注意」を受けた。	①-5点 ②-2点 ③-1点	
	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・経験等	技術者資格等、その専門分野	◇下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当、RCCM相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている者を評価する。 ①技術士[総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ②技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者。 ③RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。 ④土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野の資格を有する特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）の認定を受けている者。 ⑤上記①～④に該当しない場合は、選定しない。	①15 ②12 ③6 ④6 ⑤非選定	15
			同種又は類似業務の経験	◇下記の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した業務。 ②類似業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した業務。 ③上記①～②に該当しない場合は選定しない。	①20 ②10 ③非選定	20
			手持ち業務金額及び件数	参加表明書様式3に記載した管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、a)契約金額の合計が4億円以上、b)契約件数の合計が10件以上のいずれか。なお、手持ち業務1件以上に、「低入札価格調査対象業務」がある場合は上記a)の金額を2億円以上、上記b)の件数を5件以上とする。	該当なし：適 該当あり：非選定	適否
	業務実施体制の妥当性			参加表明書様式5に記載された再委任の内容が主たる部分[共通仕様書 1-19-1]若しくは秘密の保持に係る部分[共通仕様書 1-49-2]である。	該当なし：適 該当あり：非選定	適否
					小 計	50

評価基準（2／2）

評価項目				評価基準	評価点	配点
施工管理業務	業務実施体制	配置計画	業務実施体制における技術者等の配置計画	◇参加表明書様式6に記載された技術者の配置計画を当社の標準配置計画と比較し下記の順位で評価する。 ①同等以上の場合。 ②下回る場合。 ③著しく不適切な場合は選定しない。	①15 ②0 ③非選定	15
	参加表明者の実績及び能力	業務実績	同種業務又は類似業務の実績	◇参加表明書様式7 に記載された同種業務又は類似業務の実績に基づき下記の順位で評価する。 ①同種業務を3件有する。 ②同種業務を2件有する。 ③同種業務を1件有する。 ④類似業務を有する。 ⑤上記①～④に該当しない場合は選定しない。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤非選定	10
	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格	資格	◇参加表明書様式8に記載された資格区分及び管理員経歴に基づき下記のとおり評価する。 ①管理員Ⅰ又は管理員Ⅱに該当する場合。 ②上記に該当しない場合は選定しない。	①10 ②非選定	10
		業務経験	同種業務又は類似業務の経験	◇参加表明書様式9に記載された同種業務又は類似業務の経験に基づき下記の順位で評価する。 ①同種業務を3件有する。 ②同種業務を2件有する。 ③同種業務を1件有する。 ④類似業務を有する。 ⑤上記①～④に該当しない場合は選定しない。	①15 ②12 ③9 ④6 ⑤非選定	15
					小計	50
					合計	100

3-5. 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、参加希望者から提出された参加表明書について、本公示 3-4.技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき本件調達に係る2業務全体の評価を行い、評価（合計点）の高い者より順に技術提案書の提出者を3者まで選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同一の評価（合計点）となった場合には、3者を越えて選定することがある。

※ 技術提案書の提出者の選定（技術提案書の提出要請）および非選定通知予定日
平成29年12月15日（金）

(2) 上記(1)において選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。非選定通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）により、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

① 提出場所　東日本高速道路株式会社　新潟支社 技術部 調達契約課
（住所）950-0917　新潟県新潟市中央区天神1−1
（TEL）025-241-5116

② 提出方法　持参（休日を除く毎日午前10 時から午後4 時まで）、書留郵便または信書便（提出期限の日までに必着）に限る。

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 ： 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を含まない）

3-6. 技術提案書の作成

選定者は、以下の留意事項により「技術提案書」を作成しなければならない。

<table>
<tr><th colspan="3">様式</th><th>作成に係る留意事項</th></tr>
<tr><td colspan="3">技術提案書
（技術提案書様式1）</td><td>① 必要事項を記載のうえ記名押印すること。
② その他補足事項については、入札者対する指示書[9]〔3〕を参照のこと</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計業務</td><td colspan="2">配置予定照査技術者の資格等
（技術提案書様式2）</td><td>① 配置予定照査技術者が有する本公示 3-1.(6) ①に示す要件を満たす「資格」を記載すること。
② 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定証の写しを提出すること。
③ 配置予定照査技術者が有する資格を確認できる資料を添付すること。なお、添付が無い又は確認出来ない資格については評価の対象としない。
④ 様式記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。</td></tr>
<tr><td colspan="2">配置予定照査技術者の同種又は類似業務の経験
（技術提案書様式3）</td><td>① 配置予定照査技術者が有する本公示 3-1.(6)②に示す要件を満たす業務経験を記載すること。
② 業務経験は「同種業務」を優先して記載すること。
③ 業務経験が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる資料を添付すること。なお、添付がない又は、確認出来ない場合については特定しない。
④ 様式の記載及び添付書類作成は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】、【添付書類】に従うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">業務への取組姿勢</td><td rowspan="2">全体</td><td>業務理解度
（技術提案書様式4-1）</td><td>① 設計業務及び施工管理業務の各業務内容や本件調達の特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点について記載する。
② 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。</td></tr>
<tr><td>取組姿勢
（技術提案書様式4-1）</td><td>① 設計業務と施工管理業務を同一の者（企業）が行うことにより設計成果・工事目的物の品質向上及び、設計管理・工事管理の効率化に関する取り組み内容について記載する。
② 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計業務</td><td>実施手順及びその他
（技術提案書様式4-2）</td><td>① 設計業務の実施フロー、実施体制について記載する。
② 設計業務の工程計画について記載する。
③ 設計業務の実施に関する着眼点について実施方針等で特記すべき事項（有益な代替案、重要事項の指摘）を記載すること。
④ 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。</td></tr>
<tr><td>設計業務計画表
（技術提案書様式5）</td><td>① 設計業務の業務分担体制と、施工管理業務への関与の計画について記載する。
② 設計業務の実施手順を反映した計画工程を記載する。
③ 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。</td></tr>
</table>

	施工管理業務	業務に関連する技術力 （技術提案書様式4-3）	① 下記の設問①に関し、既存の技術資料（仕様書・技術基準・マニュアル等）に基づき、工事目的物の品質を確保するうえでの留意すべき点を記載する。 〈設問①〉 管理技術者として床版取替の施工管理業務を遂行するにあたり、工事段階の品質確保において留意すべき点 ② 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。
		状況変化に対応できる応用力 （技術提案書様式4-3）	① 下記の設問②に関し、品質、安全、工事工程上の課題と、品質・安全性向上並びに工事工程の円滑化に資する対応・改善方法について記載する。 〈設問②〉 高速道路本線上で施工する床版取替工事において、その施工を行う際に想定される課題と留意すべき点 ② 様式の記載は、該当様式の下欄に示す【記載上の注意事項】に従うこと。
共通事項	資格を確認する資料 （技術提案書様式2）		資格に応じて下記①～③のいずれかを添付すること。 ① 技術士資格については、選択科目の名称を記載した「技術士登録等証明書の写し」 ② RCCM資格については、「登録証の写し」 ③ 土木学会認定技術者資格については、「認定証の写し」
	業務経験を確認する資料 （技術提案書様式3）		下記の①または②の資料を添付すること。 ① 業務経験が「業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。 ② 業務経験がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
	その他		技術提案書はA4版とし文字サイズは10 ポイント以上とする。
設計業務の参考見積 （様式6）			① 参考見積りを作成すること。 ② 参考見積は、技術提案書の特定時評価及び積算の際の参考として用いる。 ③ 参考見積りは、設計業務の金抜設計書に基づき記載する。 ④ 設計業務の業務規模は以下のとおりである 設計業務　関越自動車道 中之島橋床版取替設計　162.0 百万円 ※施工管理業務については参考見積の提出の必要はない。

※配置予定管理技術者の資格等、同種又は類似業務の経験については、参加表明書様式3、4、8 及び 9 で評価するため提出の必要はない。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、本公示3-6.で作成した技術提案書を次のとおり提出しなければならない。

①提出期間　技術提案書の提出要請の翌日から平成30年2月19日（月）午後4時まで

②提出場所　東日本高速道路株式会社 新潟支社 技術部 調達契約課
（住所）950-0917 新潟県新潟市中央区天神1-1
（TEL）025-241-5116

③提出方法　　書留郵便または信書便（締切日必着）に限る。
④提出書類　　本公示 3-6.により作成した「技術提案書」を2部（正1部・副1部）

(2) 選定者は、以下の資料を閲覧することができる。
① 資 料 名　　橋梁建設時の完成図（橋梁一般図・構造詳細図）
② 閲覧場所　　東日本高速道路株式会社　新潟支社　湯沢管理事務所　改良
（住 所）〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1159
（TEL）025-784-3921
③ 閲覧期間　　平成 29 年 12 月 18 日（月）から平成 30 年 2 月 16 日（金）までの休日を除く毎日 10 時から 16 時まで
④その他　　※ 閲覧を希望する場合、上記②へ事前連絡し予約すること。

3-8.ヒアリングの実施

(1) 選定者の中で技術提案書を提出した者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。
① 実施期間　　平成 30 年 2 月 26 日(月)から平成 30 年 2 月 28 日(水)まで
※ ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
② 実施場所　　東日本高速道路株式会社　新潟支社　会議室

(2)ヒアリングの対象者
ヒアリングの対象とする者は、技術提案書を提出した者が参加表明書に記載した「設計業務及び施工管理業務に係る配置予定管理技術者（以下「対象者」という。）」本人とし、ヒアリング項目毎の対象者は次のとおりとする。

区分	ヒアリング項目	ヒアリング対象者
全体	業務理解度、取組姿勢	全ての業務の配置予定管理技術者 （設計業務、施工管理業務）
設計業務	実施手順 （実施フロー、実施体制、工程計画）	設計業務の配置予定管理技術者
	その他 （有益な代替案、重要事項の指摘）	
施工管理業務	業務に関する技術力	施工管理業務の配置予定管理技術者
	状況変化に対応できる応用力	

(3)実施方法
① 対象者にはあらかじめヒアリング時刻を通知する。対象者は指定された時刻に参集すること。
② ヒアリング実施当日の受付時に「写真付きの身分証明書（社員証又は自動車運転免許証等）」により対象者の本人確認を行う。
③ ヒアリングの所要時間（ヒアリング項目の全てを含む）は1時間程度を予定している。
④ ヒアリングは、参加表明書及び技術提案書に基づき実施するものとし、それ以外の資料提示による応答は受け付けない。

(4)留意事項
① ヒアリングにおいて設計業務と施工管理業務を同一の者（企業）が行うことについて評価を行うので、対象者は、設計業務や技術提案書の内容について熟知していること。
② 上記3－8(3)①に示す、通知したヒアリング開始時刻に遅参した場合、ヒアリング不参加とし特定しない。ただし、遅参せざるを得ない異常気象・事故等の事象があり、当社へヒアリング開始時刻までに連絡を行った場合には、別途協議する。
③ ヒアリングにおいて、業務内容や設問に対する質問は、一切受け付けない。
④ ヒアリングは全ての業務の配置予定管理技術者同席の上、一括して行う予定である。このため業務理解度、取

組姿勢以外のヒアリング項目についてはそれぞれの業務の配置予定管理技術者が応答し、他業務の配置予定管理技術者による応答があった場合には低く評価する。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">設計業務</td><td rowspan="2">配置予定管理技術者の経験及び能力</td><td rowspan="2">資格・経験等</td><td>技術者資格等、その専門分野</td><td>◇下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当、RCCM相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている者を評価する。
①技術士[総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
②技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者。
③RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。
④土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野の資格を有する特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）の認定を受けている者。</td><td>①5
②4
③2
④2</td><td>5</td></tr>
<tr><td>同種又は類似業務の経験</td><td>◇下記の順位で評価する。
①同種業務実績が平成 19 年4月1日以降に受渡しが完了した業務。
②類似業務実績が平成 19 年4月1日以降に受渡しが完了した業務。</td><td>①5
②2.5</td><td>5</td></tr>
<tr><td>配置予定照査技術者の経験及び能力</td><td>資格・経験等</td><td>技術者資格等、その専門分野</td><td>◇下記の順位で評価する。なお、外国資格を有する者については、あらかじめ技術士相当、RCCM相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている者を評価する。
①技術士[総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
②技術士[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者。
③RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。
④土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野の資格を有する特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者）の認定を受けている者。
⑤上記①～④に該当しない場合は、特定しない。</td><td>①2.5
②2
③1
④1
⑤非特定</td><td>2.5</td></tr>
</table>

			同種又は類似業務の経験	◇下記の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成 19 年4月1日以降に受渡しが完了した業務。 ②類似業務実績が平成 19 年4月1日以降に受渡しが完了した業務。 ③上記①、②に該当しない場合は特定しない。	①2.5 ②1.25 ③非特定	2.5
施工管理業務	配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・経験等	技術者資格	◇参加表明書様式8に記載された資格区分及び管理員経歴に基づき下記のとおり評価する。 ①管理員Ⅰに該当する。 ②管理員Ⅱに該当する。	①5 ②3	5
			同種又は類似業務の経験	◇参加表明書様式9に記載された同種業務または類似業務の経験に基づき下記の順位で評価する。 ①同種業務を3件有し、うち橋梁工事の実績を1件以上有する。 ②同種業務を3件有する。若しくは同種業務を2件有し、うち橋梁工事の実績を1件以上有する。 ③同種業務を2件有する。若しくは橋梁工事の実績の同種業務を1件有する。 ④同種業務を1件有する。 ⑤類似業務を有する。	①10 ②8 ③6 ④4 ④ 2	10
業務の取組姿勢等	全体	業務理解度	技術提案書・ヒアリングによる評価	◇設計業務及び施工管理業務それぞれの目的、条件、内容の理解度について、下記の順位で評価する。 ①理解度が極めて高い。 ②理解度が高い。 ③理解度が中庸な場合。 ④理解度が低い。 ⑤理解度が極めて低い。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤0	10
		取組姿勢	技術提案書・ヒアリングによる評価	◇設計業務と施工管理業務を同一の者(企業)が行うことにより設計成果・工事目的物の品質向上及び、設計管理・工事管理の効率化に関する取り組み内容の有効性について、下記の順位で記載する。 ①有効性が極めて高い。 ②有効性が高い。 ③有効性が中庸な場合。 ④有効性が低い。 ⑤有効性が極めて低い。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤0	10
	設計業務	実施手順	技術提案書・ヒアリングによる評価	◇設計業務の実施フロー、実施体制の妥当性について、下記の順位で評価する。 ①妥当性が極めて高い。 ②妥当性が高い。 ③他の評価に該当しない。 ④妥当性が低い。 ⑤妥当性が極めて低い。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤0	10
			技術提案書・ヒアリングによる評価	◇業務量の把握を示す工程計画の妥当性について、下記の順位で評価する。 ①妥当性が極めて高い。 ②妥当性が高い。 ③他の評価に該当しない。 ④妥当性が低い。 ⑤妥当性が極めて低い。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤0	10

		その他	技術提案書・ヒアリングによる評価	◇有益な代替案、重要事項の指摘などの提案について、下記の順位で評価する。 ①特に優れている。 ②優れている。 ③他の評価に該当しない。 ④劣る。 ⑤特に劣る。	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	5
	施工管理業務	業務に関連する技術力	技術提案書・ヒアリングによる評価	配置予定管理技術者への特定課題(設問①)に対する技術提案書及びヒアリング結果に基づき基礎知識(仕様書・技術基準・マニュアル)の技術力について、下記の順位で評価する。 ①技術力が極めて高い。 ②技術力が高い。 ③他の評価に該当しない。 ④技術力が低い。 ⑤技術力が極めて低い。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤0	10
		状況変化に対応できる応用力	技術提案書・ヒアリングによる評価	配置予定管理技術者への特定課題(設問②)に対する技術提案書及びヒアリング結果に基づき特定課題への技術者としての対応・意見を下記の順位で評価する。 ①応用判断力が極めて高い。 ②応用判断力が高い。 ③他の評価に該当しない。 ④応用判断力が低い。 ⑤応用判断力が極めて低い。	①10 ②8 ③6 ④4 ⑤0	10
		業務内容に対するコミュニケーション力	技術提案書・ヒアリングによる評価	配置予定管理技術者に対するヒアリング結果に基づきコミュニケーション力(的確性・説明力等)について、下記の順位で評価する。 ①コミュニケーション力が極めて高い。 ②コミュニケーション力が高い。 ③他の評価に該当しない。 ④コミュニケーション力が低い。 ⑤コミュニケーション力が極めて低い。	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	5
					合 計	100

(2)技術提案書ヒアリングにおける評価手法

①上記(1)「技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点」に基づいて、ヒアリング実施者(評価者)が技術提案書及びヒアリング結果に対し評価(採点)する。

②各評価項目ごとに、段階的に5段階で評価する。

③評価項目ごとに、評価者の平均(少数第4位以下切り捨て)を評価項目の評価点とする。

3-10. 技術提案書及び見積者の特定

(1) 契約責任者は、本公示 3-7 により提出された技術提案書及び本公示 3-8 により実施したヒアリングの結果により、本公示 3-9 に定める評価基準に基づき2業務全体の評価を行い、評価(合計点)の最も高い技術提案書の提出者を見積者として特定(以下「特定者」という。)し、特定者には書面により通知する。また、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面(非特定通知)により通知する。

※技術提案書の特定及び非特定通知予定日　平成 30 年 3 月 15 日(木)

(2) 上記(1)において非特定通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない)以内に、書面(様式は自由)により、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

①提出場所　東日本高速道路株式会社 新潟支社 技術部 調達契約課
(住所)950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1−1
(TEL)025-241-5116

②提出方法　持参(休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで)、書留郵便または信書便(締切日必着)に限る

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※回答期限日 ： 説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(行政機関の休日を含まない)

(4) 契約責任者が各業務の契約の手続きを実施する上で、技術提案書及びヒアリングの内容を正確に尊重、反映した特記仕様書の作成のために必要と判断した場合、特定者は技術提案書に関する意見交換(ヒアリング)の申し入れに応じるものとする。

(5) 契約責任者は各業務の契約の手続き実施時に特定者へ技術提案書の内容を反映した設計図書を配布する。

第4 見積合わせ

4-1.見積に必要な書類の作成等

(1)設計業務

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成し、準備しなければならない。

①「見積書」 … 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

(2)施工管理業務

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成し、準備しなければならない。

①「見積書」 … 見積者に対する指示書[6]を参照のこと

※見積書の作成は、技術提案書に記載した業務実施体制に基づき作成すること。

4-2.見積合わせ

見積合わせの日時等については、特定者に別途通知する。

4-3.契約相手方の決定

設計業務並びに施工管理業務それぞれの見積合わせの結果、全ての業務が契約制限価格の範囲内における有効な見積価格である場合に限り、各業務の契約の相手方として決定する。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

本件調達の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。調達手続きに使用する書類が日本語以外の場合は、日本語に翻訳した書類も同時に添付するものとする。

5-2. 質問の受付

(1) 本公示に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

①受付期間　公示日の翌日から平成30年2月9日(金)まで

②受付場所　東日本高速道路株式会社 新潟支社 技術部 調達契約課
(住所)950-0917 新潟県新潟市中央区天神1-1
(TEL)025-241-5116

③受付方法　質問書面(様式自由)を持参(休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで)、書留郵便または信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

①回答予定日　質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で5 日以内

②回答方法　NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本公示(公告)件名」の「備考」)に掲載する。

⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html

5-3. 参加表明書及び技術提案書に関する留意事項

(1)参加表明書及び技術提案書の作成に要する費用は、作成する者の負担とする。

(2)参加表明書及び技術提案書は返却しない。

(3) 技術提案書に記載された内容は、当該技術提案書を提出した者に無断では使用しない。

5-4. 入札保証及び契約保証

⑴入札保証　免除

⑵契約保証　必要

契約の相手方として決定した者は、契約決定後10日以内（行政機関の休日を含む。）に、契約金額（税込）の10分の1以上に相当する下記のいずれかの契約保証に関する証書等を提出することとする。なお、低入札価格調査を実施した場合の契約保証は、契約金額（税込）の10分の3以上に相当する金額とする。

①債務不履行時に損害金の支払いを保証する金融機関（銀行、前払保証事業会社等）の保証にかかる保証書。

②債務不履行時に損害金の支払いを保証する公共工事履行保証保険（金銭保証に限る。）にかかる証券。

③債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約にかかる証券。

5-5. 支払条件

⑴前払金

ア. 設計業務

請負代金額が300万円以上の場合には「有」、300万円未満の場合には「無」とし、「有」の場合は本契約の相手方は調査等請負契約書第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。

イ. 施工管理業務　無

⑵部分払

ア. 設計業務　無

イ. 施工管理業務　有

5-6. その他

⑴調査等競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、参加表明書の提出期限までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑵参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

⑶提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

⑷提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術評価点の算出以外には提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

⑸本業務の受注者、本業務の下請負人、又は当該受注者もしくは下請負人と資本もしくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し又は工事を請負うことができない。

「資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次のイ. 又はロ. に該当する者である。

イ. 当該受注者もしくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

ロ. 業者の代表権を有する役員が当該受注者もしくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

以上

（参加表明書様式1）

参 加 表 明 書

（業務名）　① 関越自動車道 中之島橋床版取替設計
　　② 湯沢管理事務所 改良施工管理業務

標記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。
なお、標記業務の手続開始の公示において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第６条に該当する法人ではありません。
　なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
・当社と資本関係又は人的関係のある者は、標記業務の調達手続きには参加しません。
・今後、契約決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

平成　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長　寒河江 克彦 殿

注 1)仕入先ｺｰﾄﾞ
住所
会社名
代表者　　印
担当者
TEL
FAX
E-mail

【添付資料】
1. 企業の同種又は類似業務の実績（参加表明書様式２）
2. 配置予定管理技術者の資格等（参加表明書様式３）
3. 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験（参加表明書様式４）
4. 業務実施体制（参加表明書様式５）
5. 業務実施体制（参加表明書様式６）
6. 企業の同種又は類似業務の実績（参加表明書様式７）
7. 配置予定管理技術者の資格等（参加表明書様式８）
8. 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験（参加表明書様式９）

【記載上の注意事項】　本欄は提出様式に記載する必要はない
① 注1）に示す仕入先コードは、当社 HP 内の有資格者名簿に記載されている 10 桁のコード番号を記載すること。
② 当社の有資格者として登録していない場合は「登録なし」と記載する。
③ 作成サイズはA4判とする。

【設計業務】　　（参加表明書**様式 2**）

企業の同種又は類似業務の実績

評価基準	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	
	同種業務	道路橋における、以下の業務実績①及び②の両方を有する場合 ①鋼鈑桁橋の橋梁基本設計又は橋梁詳細設計　※1 ②動的解析を含む橋脚の耐震補強設計　※2
	類似業務	同種業務の実績に示す、業務実績①及び②のいづれか片方又は、両方が道路橋以外の実績の場合

	業務実績
業務種別	同種業務・類似業務　（いずれか該当を記載）
業務名	
テクリス 登録番号	
契約金額	
履行期間	H00.00.00 ～H00.00.00
発注者名	
成績評定点	――――――
業務概要	

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 「業務概要」には業務実績が「同種業務」または「類似業務」に該当することを把握できる実施内容を記載すること。
② 本様式はA4判 1頁とし、文字サイズは 10 ポイント以上で作成すること。
③ ※1 東日本高速道路㈱調査等共通仕様書（H29.7）5－7－3基本設計及び5－7－4詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、東日本高速道路㈱の仕様と同等以上の内容とする。なお、同等以上の内容であることが確認できる書類（写し）を下記⑤に従い添付すること。
④ ※2 耐震補強設計とは、橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、及び免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑤業務実績を確認する資料として下記の a)または b)を添付すること
a) 業務実績(経験)が「テクリス」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
b) 業務実績(経験)がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
c) テクリス登録を行っている場合でも、同種業務又は類似業務がNEXCO東日本・中日本・西日本以外の事業者が実施した業務の場合は、同種業務又は類似業務で提示している基本設計又は詳細設計と同等以上の業務であることが確認できる書類を必ず添付すること。

【設計業務】　　（参加表明書**様式 3**）

配置予定管理技術者の資格等

評価基準	次の技術者資格のいずれかを有すること。 イ）　技術士【総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ロ）　技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者とする。 ハ）　RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。 ニ）　土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野の資格を有する特別上級土木技術者、上級土木技術者または 1 級土木技術者）の認定を受けている者。

氏　名			生年月日		
現在の所属			役　職		
資格	資格種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 （建設部門－鋼構造物及びコンクリート）			
		建設部門（鋼構造物及びコンクリート） 平成 12 年度試験以前合格者			
		建設部門（鋼構造物及びコンクリート） 平成 13 年度試験以降合格者		0 年 0 ヶ月	0 年 0 ヶ月
	RCCM	鋼構造物及びコンクリート部門			
	土木学会認定技術者	特別上級土木技術者、上級土木技術者、1 級土木技術者 （鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野）			

手持ち業務の状況	テクリス登録番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額（百万円）	低入札
	000000	○○自動車道○○橋基本設計	NEXCO○日本	H00.00.00～H00.00.00	00	
	000000	○○自動車道○○橋基本詳細設計	NEXCO○日本	H00.00.00～H00.00.00	00	
	※契約金額が500万円以上の手持ち業務を記載　　契約総額					

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 手持ち業務は、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の全ての業務について記載する。
② 手持ち業務がテクリス登録を行っている場合は、業務名の下段に登録番号を記載すること。
③ 手持ち業務が、当該業務の発注機関の低入札価格調査対象業務となった業務については、契約金額の上段に「低入札」と記載すること。
④ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定又は特定通知された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。
⑤ 作成サイズはA4判で1頁とする。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑥ 技術士資格については選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを添付すること。
⑦ RCCM資格については登録証の写しを添付すること。
⑧ 土木学会認定資格については認定証の写しを添付すること。
⑨ 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当、RCCM相当又は土木学会認定土木技術者相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていることを確認できる資料を添付すること。

【設計業務】　　（参加表明書**様式 4**）

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

評価基準	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	
	同種業務	道路橋における、以下の業務実績①及び②の両方を有する場合 ①鋼鈑桁橋の橋梁基本設計又は橋梁詳細設計※1 ②動的解析を含む橋脚の耐震補強設計※2
	類似業務	同種業務の実績に示す、業務実績①及び②のいずづれか片方又は、両方が道路橋以外の実績の場合

配置予定管理技術者氏名	
	業務経験
業務種別	同種業務　・類似業務　（いずれか該当を記載）
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注者名	
成績評定点	――――
業務概要	

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 「業務概要」には業務実績が「同種業務」または「類似業務」に該当することを把握できる実施内容を記載すること。
② 本様式はA4判 1頁とし、文字サイズは 10 ポイント以上で作成すること。
③ ※1 調査等共通仕様書（H29.7）５－７－３基本設計及び５－７－４詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO 東日本の仕様と同等以上の内容とする。なお、同等以上の内容であることが確認できる書類の写しを下記⑤に準じて添付すること。
④ ※2 耐震補強設計とは、橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、及び免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑤ 業務実績を確認する資料として下記の a)または b)を添付すること
a) 業務実績(経験)が「テクリス」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
b) 業務実績(経験)がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
c) テクリス登録を行っている場合でも、同種業務又は類似業務がNEXCO東日本・中日本・西日本以外の事業者が実施した業務の場合は、同種業務又は類似業務で提示している基本設計又は詳細設計と同等以上の業務であることが確認できる書類を必ず添付すること。

【設計業務】　　（参加表明書**様式 5**）

業務実施体制【設計業務】

・本業務の配置予定技術者（入札者）

	担当する分担業務の内容	技術者氏名	所属・役職
管理技術者			
照査技術者　又は 現場作業責任者			
担当技術者			
担当技術者			
担当技術者			

・本業務の組織体制（入札者及び再委託先）

下記には本業務の履行に際し、入札者と承諾を必要とする再委託及び軽微な内容の再委託を含めて組織図を記載すること。

（全体像）

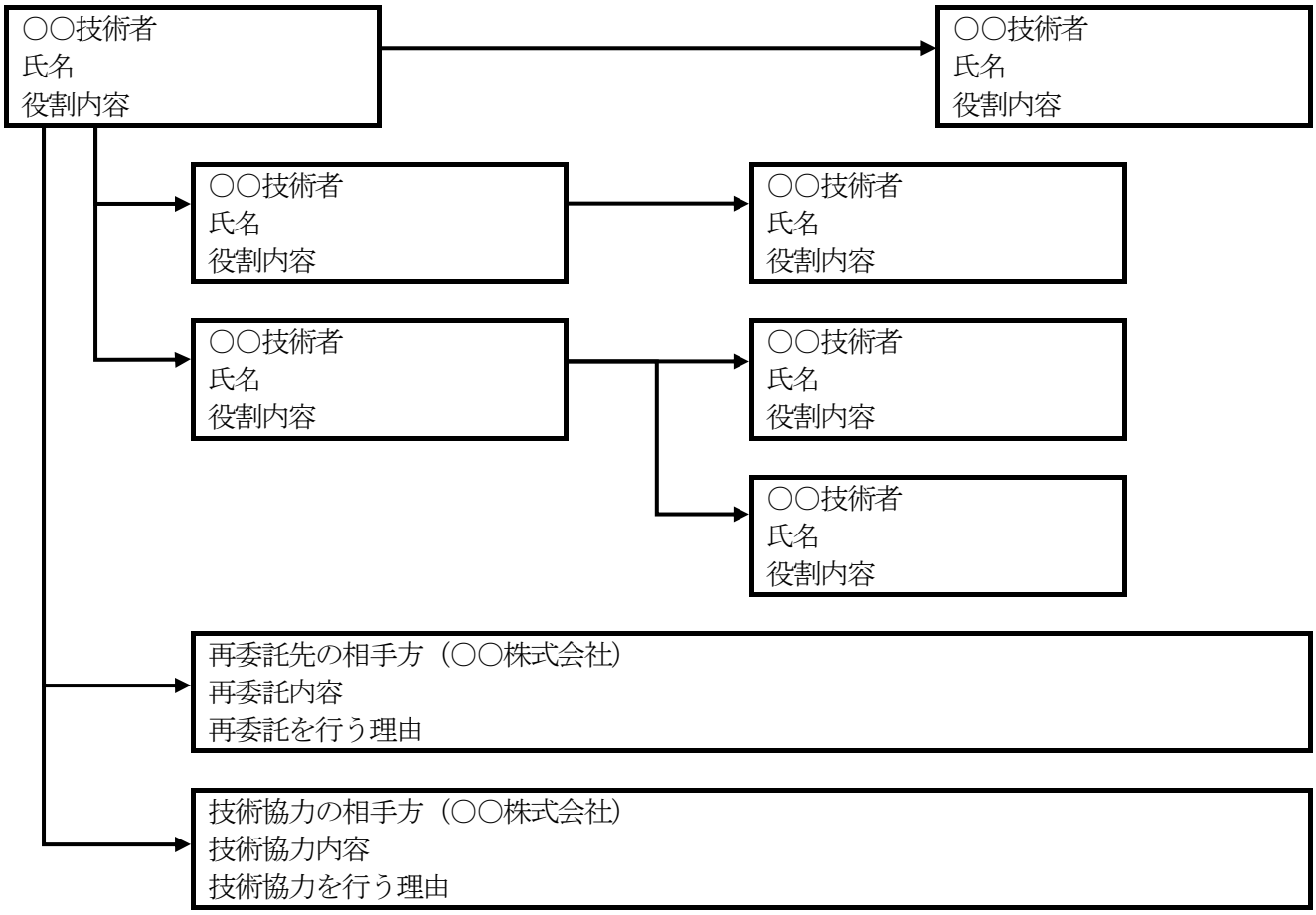

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 参加表明者単独により業務を実施する場合（調査等共通仕様書 1-19-2 に示す「軽微な部分の再委任」である場合を含む。）には、組織図に示す再委託先の相手方欄に「予定なし」と記載すること。

② 他の建設コンサルタント等に該当業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、共通仕様書に示す「業務の主たる部分」並びに「秘密保持に係る部分」を再委任してはならない。

③ 作成サイズはA4判 1頁とする。

【施工管理業務】

（参加表明書様式 6）

業 務 実 施 体 制

（予定技術者の配置計画）

役割	氏名	資格（共通仕様書別紙―1 の区分）	配置期間
管理技術者	○○　○○	例）　管理員Ⅰ	例）平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日

役割	資格（特記仕様書別表 1 の区分）	配置期間	配置人数
担当技術者	例）　管理員Ⅰ	例）平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日	○名
	例）　管理員Ⅱ	例）平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日	○名
	例）　管理員Ⅲ	例）平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日	○名

（予定事務員及び管理用自動車の配置計画）

事務員または管理用自動車の区分	配置予定期間	配置人数または台数
事務員	例）平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日	○名
管理用自動車	例）平成 00 年 00 月 00 日～平成 00 年 00 月 00 日	○台

[注意事項]配置期間が異なる場合は、行挿入し記載すること。

【記載上の注意事項】	本欄は提出様式に記載する必要はない
①　担当技術者が施工管理業務共通仕様書別表 1 の区分で、同一区分の技術者の配置期間が異なる場合は必要分の行を挿入し記載すること。	

【施工管理業務】　　（参加表明書**様式 7**）

企業の同種又は類似業務の実績

評価基準	平成19年4月1日以降に元請として完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績	
	同種業務	高速自動車国道又は、自動車専用道路と同等以上の道路における土木工事の施工（調査等）管理業務の実績
	類似業務	道路における土木工事の施工（調査等）管理業務の実績

	業務実績 ①	業務実績 ②	業務実績 ③
業務種別	同種業務 ・類似業務 （いずれか該当を記載）		
業務名			
テクリス登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注者名			
成績評定点	――――	――――	――――
業務概要			
添付書類			

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 同種又は類似業務の実績は、3件まで記載できる。ただし、類似業務の実績は1件でよい。
②業務実績が継続により契約期間が更新されている場合は複数の業務の扱いはせず、当初契約から継続完了までを1業務とみなして扱う。なお、3業務以上記載した場合は、記載順に3件までを評価の対象とする。
③「履行期間」には上記②により当初契約から継続完了までの期間を記入する。
④ 「業務概要」には業務実績が「同種業務」または「類似業務」に該当することを把握できる実施内容を記載すること。
⑤本様式はA4判 1頁とし、文字サイズは 10 ポイント以上で作成すること。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑥業務実績を確認する資料として下記の a)または b)を添付すること
a）業務実績(経験)が「テクリス」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
b）業務実績(経験)がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。

【施工管理業務】　　（参加表明書**様式 8**）

配置予定管理技術者の資格等

評価基準	施工管理業務共通仕様書別紙-1 に示す管理員の資格区分「「管理員Ⅰ」または「管理員Ⅱ」に該当する資格を有していること

役　割		氏　　名		管理員資格区分	
管理技術者		○○　○○		例）管理員Ⅰ	
現在有する資格名	別紙-1 の該当番号	資格名		登録番号	登録年月日
	例）①	例）技術士　総合技術監理部門（建設部門－道路）			H00.00.00
管理員業務経歴	従事業務での管理員資格	業務名	従事期間	従事した事務所等名	役職
			H00.00 ～ H00.00（00 ヶ月）	日本道路公団○○建設局○○工事事務所	
			H00.00 ～ H00.00（00 ヶ月）	NEXCO○日本○○支社○○管理事務所	管理技術者
			H00.00 ～ H00.00（00 ヶ月）	NEXCO○日本○○支社○○工事事務所	管理技術者
			H00.00 ～ H00.00（00 ヶ月）	NEXCO○日本○○支社○○管理事務所	管理技術者
	（管理員業務経験年数）　年　ヶ月　（うち管理技術者としての経験年数）　年　ヶ月				

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

①　従事時業務での管理員の資格には、当該業務の業務配置上の管理員資格（「技師B」、「技師C」もしくは「技術員」等）を記載する。

②経歴は、行挿入し記載すること（複数枚となって良い）。

③業務名は、契約ごとに記載する必要はない（継続等により業務名が同一で、管理員資格、役職が同一の場合は、1行で記載して良い）。

④「現在有する資格名」欄の記載方法は以下のとおりとする。

・施工管理業務共通仕様書別紙-1 の資格要件等①に該当する場合は別紙-1 に示す必要な資格をいづれか一つ、資格要件等②に該当する場合は「技師 B」又は「技師 C」、資格要件等③に該当する場合は「施工管理上級」又は「施工管理中級」を記載する。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑤資格に応じて下記 a)～e)のいずれかを添付すること。

a）技術士資格については、選択科目の名称を記載した「技術士登録等証明書の写し」

b）RCCM資格については、「登録証の写し」

c）土木学会認定技術者資格については、「認定証の写し」

d）管理員資格は、「修了証の写し」又は「講習会修了証の写し」

e）上記以外の資格については「合格証の写し」

【施工管理業務】　　（参加表明書**様式 9**）

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

評価基準	平成19年4月1日以降に元請として完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績	
	同種業務	高速自動車国道又は、自動車専用道路と同等以上の道路における土木工事の施工（調査等）管理業務の実績
	類似業務	道路における土木工事の施工（調査等）管理業務の実績

配置予定管理技術者氏名			
	業務経験　①	業務経験　②	業務経験　③
業務種別	同種業務・類似業務 （いずれか該当を記載）		
業務名			
テクリス登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注者名			
成績評定点	――――	――――	――――
業務概要			
添付書類			

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 同種又は類似業務の実績は、最大3件まで記載できる。ただし、類似業務の実績は1件でよい。
②業務経験が継続により契約期間が更新されている場合は、契約 1 件毎に 1 業務として扱う。なお、3業務以上記載した場合は、記載順に3件までを評価の対象とする。
③「履行期間」には上記②により当初契約から継続完了までの期間を記入する。
④ 「業務概要」には業務経験が「同種業務」または「類似業務」に該当することを把握できる実施内容を記載すること。
⑤本様式はA4判1頁とし、文字サイズは 10 ポイント以上で作成すること。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑥業務経験を確認する資料として下記の a)または b)を添付すること
a）業務実績(経験)が「テクリス」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
b）業務実績(経験)がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。

（技術提案書様式1）

技 術 提 案 書

（業務名）　① 関越自動車道 中之島橋床版取替設計
　　② 湯沢管理事務所 改良施工管理業務

標記について、平成　年　月　日付け東高〇〇〇第〇号にて要請がありました、技術提案書を提出します。

平成　年　月　日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長　寒河江 克彦 殿

注 1)仕入先ｺｰﾄﾞ
住所
会社名
代表者　印
担当者
TEL
FAX
E-mail

【添付資料】
1. 配置予定照査技術者の資格等（技術提案書様式 2）
2. 配置予定照査技術者の同種又は類似業務の経験（技術提案書様式 3）
3. 業務への取組姿勢（技術提案書様式 4-1～3）
4. 設計業務計画表（技術提案書様式 5）
5. 見積書（技術提案書様式 6）

【記載上の注意事項】	本欄は提出様式に記載する必要はない
① 注1）に示す仕入先コードは、当社 HP 内の有資格者名簿に記載されている 10 桁のコード番号を記載すること。 ② 当社の有資格者として登録していない場合は「登録なし」と記載する。 ③ 作成サイズはA4判とする。	

【設計業務】　　（技術提案書**様式 2**）

配置予定照査技術者の資格等

評価基準	次の技術者資格のいずれかを有すること。 イ）　技術士【総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。 ロ）　技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を7年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に4年以上従事している者とする。 ハ）　RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている者。 ニ）　土木学会認定土木技術者（鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野の資格を有する特別上級土木技術者、上級土木技術者または１級土木技術者）の認定を受けている者。

氏　名			生年月日		
現在の所属			役　職		
資格	資格種類	部門	取得年月日	実務経験	従事期間
	技術士	総合技術監理部門 （建設部門－鋼構造物及びコンクリート）			
		建設部門（鋼構造物及びコンクリート） 平成 12 年度試験以前合格者			
		建設部門（鋼構造物及びコンクリート） 平成 13 年度試験以降合格者		0 年 0 ヶ月	0 年 0 ヶ月
	RCCM	鋼構造物及びコンクリート部門			
	土木学会認定術者	特別上級土木技術者、上級土木技術者、1 級土木技術者 （鋼・コンクリート分野もしくは橋梁分野）			

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 作成サイズはA4判で1頁とする。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

② 技術士資格については選択科目の名称を記載した技術士登録等証明書の写しを添付すること。
③ RCCM資格については登録証の写しを添付すること。
④ 土木学会認定資格については認定証の写しを添付すること。
⑤ 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当、RCCM相当又は土木学会認定土木技術者相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていることを確認できる資料を添付すること。

【設計業務】　　（技術提案書**様式 3**）

配置予定照査技術者の同種又は類似業務の経験

評価基準	平成19年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種又は類似業務の実績。	
	同種業務	道路橋における、以下の業務実績①及び②の両方を有する場合 ①鋼鈑桁橋の橋梁基本設計又は橋梁詳細設計※1 ②動的解析を含む橋脚の耐震補強設計※2
	類似業務	同種業務の実績に示す、業務実績①及び②のいづれか片方又は、両方が道路橋以外の実績の場合

配置予定照査技術者氏名	
	業務経験
業務種別	同種業務　・類似業務　（いずれか該当を記載）
業務名	
テクリス登録番号	
履行期間	
発注者名	
業務概要	

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

① 「業務概要」には業務実績が「同種業務」または「類似業務」に該当することを把握できる実施内容を記載すること。
② 本様式はA4判 1頁とし、文字サイズは 10 ポイント以上で作成すること。
③ ※1 調査等共通仕様書（H29.7）5－7－3基本設計及び5－7－4詳細設計をいう。これ以外の事業者が実施した業務については、NEXCO東日本の仕様と同等以上の内容とする。なお、同等以上の内容であることが確認できる書類の写しを下記⑤に準じて添付すること。
④ ※2 耐震補強設計とは、橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計、及び免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

【添付書類】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

⑤ 業務実績を確認する資料として下記の a)または b)を添付すること
a）業務実績(経験)が「テクリス」に登録されている場合、「業務カルテ（完了時）」）の写し。なお、写しの内容で「同種業務」または「類似業務」であることを確認できない場合は、写しに加え、そのことを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
b）業務実績(経験)がテクリスに登録されていない場合は、当該業務の契約書の頭書部に加え、当該業務の内容が「同種業務」または「類似業務」であることを確認できる特記仕様書・業務計画書・業務報告書等の一部を添付すること。
c）テクリス登録を行っている場合でも、同種業務又は類似業務がNEXCO東日本・中日本・西日本以外の事業者が実施した業務の場合は、同種業務又は類似業務で提示している基本設計又は詳細設計と同等以上の業務であることが確認できる書類を必ず添付すること。

（技術提案書**様式 4-1**）

業務への取組姿勢（全体）

全体 ： 業務理解度

◇ 設計業務及び施工管理業務の各業務内容や本件調達の特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点について記載する。

全体 ： 取組姿勢

◇ 設計業務と施工管理業務を同一の者（企業）が行うことにより設計成果・工事目的物の品質向上及び、設計管理・工事管理の効率化に関する取り組み内容について記載する。

【記載上の注意事項】　本欄は提出様式に記載する必要はない

①作成サイズは、業務理解度と取組姿勢を併せ、A4判 1頁に収まる内容で記載すること。

②文字サイズは10ポイント以上とすること。

（技術提案書**様式 4-2**）

業務への取組姿勢（設計業務）

設計業務: 実施手順

◇ 設計業務の実施フロー、実施体制について記載する。

◇ 主な作業項目毎の業務量を踏まえた工程計画について記載する。

設計業務 ： その他

◇ 設計業務の実施に関する着眼点について実施方針等で特筆すべき事項（有益な代替案、重要事項の指摘）がある場合、その内容について記載する。

【記載上の注意事項】 本欄は提出様式に記載する必要はない

①作成サイズは、実施手順とその他を併せ、A4判 1頁に収まる内容で記載すること。
②文字サイズは10ポイント以上とすること。

（技術提案書**様式 4-3**）

業務への取組姿勢（施工管理業務）

施工管理業務 ： 業務に関する技術力

◇既存の技術資料（仕様書・技術基準・マニュアル等）に基づき、工事目的物の品質を確保するうえでの留意すべき点を記載する。

〈設問①〉

管理技術者として床版取替の施工管理業務を遂行するにあたり、工事段階の品質確保において留意すべき点

施工管理業務 ： 状況変化に対応できる応用判断力

◇工事目的物の品質、安全、工事工程上の課題と、品質・安全性向上並びに工事工程の円滑化に資する対応・改善方法について記載する。

〈設問②〉

高速道路本線上で施工する床版取替工事において、その施工を行う際に想定される課題と留意すべき点

【記載上の注意事項】　本欄は提出様式に記載する必要はない

①作成サイズは、業務に関する技術力と状況変化に対応できる応用判断力を併せ、A4判1頁に収まる内容で記載すること。

②文字サイズは10ポイント以上とすること。

（技術提案書**様式 5**）

設計業務計画表

◆設計業務の組織計画

	担当業務の内容	技術者氏名	所属・役職・（会社名）	施工管理業務への関与
管理技術者				
照査技術者				
担当技術者1				
担当技術者2				
担当技術者3				

◆設計業務計画工程表

項目	細目	30	60	90	120	150	摘要
全体							
備　考							

【記載上の注意事項】　　本欄は提出様式に記載する必要はない

◆設計業務の組織計画
① 担当技術者は、実施する各分担業務毎に代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載できる。
② 施工管理業務への関与は、当該技術者の施工管理業務への関与の計画について記載すること。
③ 会社名・所属・役職には、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、会社名を必ず記載すること。

◆設計業務計画工程表
① 項目及び細目は特記仕様書、金抜設計書より適宜設定すること。
② 業務への取組姿勢（技術提案書様式 4-2）を反映した計画であること。
③ 作成サイズはA4判 1枚（片面又は両面）とする。

（技術提案書**様式 6**）

見 積 書【設計業務】

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長　寒河江 克彦　殿

住　所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名　　印
電話番号

業務名）関越自動車道 中之島橋床版取替設計

番号	項　　目	数量	単位	単価	金額	摘要
備 考	・本見積書の条件は、設計図書及び技術提案を反映したものとする。 ・見積書に記載された価格の根拠を示す資料を提出すること。（様式自由）					